

山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する
基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（以下、「基本計画」という。）策定のため、「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画庁内検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画案の作成に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に当たって必要と認められること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討委員会に座長を置き、座長は男女共同参画課長をもって充てる。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討委員会が所掌する事務について具体的な検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの構成員は、別表2に掲げる者とする。
- 3 ワーキンググループにリーダーを置き、座長がこれを指名する。
- 4 ワーキンググループの会議は、リーダーが必要に応じて招集する。
- 5 リーダーは、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 リーダーは、会議の結果を検討委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 検討委員会及びワーキンググループの庶務は男女共同参画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から適用する。

この要綱は平成20年7月7日から適用する。

別表 1

<p>検討委員</p>
<p>男女共同参画課長 児童家庭課長 障害福祉課長 医務課長 健康増進課長 労政雇用課長 職業能力開発課長 住宅課長 教育委員会義務教育課長 教育委員会高校教育課長 警察本部生活安全企画課長</p>

別表 2

<p>ワーキンググループ構成員</p>
<p>男女共同参画課 児童家庭課母子福祉担当 障害福祉課心の健康・発達障害担当 医務課看護担当 健康増進課母子保健・難病担当 労政雇用課地域雇用担当 職業能力開発課公共訓練担当 住宅課管理担当 教育委員会義務教育課心の教育担当 教育委員会高校教育課指導担当 警察本部生活安全企画課生活安全第二係</p>